

不当処分された動労仙台の組合員を 動「本部」が「組合員権停止」の2重処分に

日刊
動労千葉

83. 2. 24

No. 1274

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二(22)七二〇七

革マル一掃・動労大改革にたて

二月七日付「動力車新聞」号外で明らかのように、動労「本部」は二月一日の中闘委において、動労仙台地本の亀谷・鈴木・門間三氏に対し、「組合員権停止処分」を決定した。これは「国鉄再建に全面協力」を誓う動労「本部」革マルが職場抵抗闘争を闘わんとする労働者を排除することを通して、当局に忠誠の証をたてつつ、組織内から反対派を一人残らず排除するという決意を実行にうつした重大な攻撃である。

もはや労働組合とは名ばかりの、産業報国会化した動労を改革するために、今こそ起らがろうではないか。

職場抵抗闘争に対する弾圧―― 処分攻撃である

昨年の九月一七日、仙台当局は動労仙台地本の鈴木氏に懲戒免職、門間氏に停職十二カ月の不当処分を通告した。当局は処分理由について、「一月以降の一連の二名の行動」とし、暴力行為などはまったくなく「暴力的行為」「指示違反業務妨害」「暴言」「遅参」「早退」「職場離脱」をあげつらっている。

これは当局の「職場規律確立」をもつてする既得権剥奪攻撃に対し、労働条件・年休等の当然の権利を要求した職場抵抗闘争への弾圧以外のなにものでもないのだ。

新幹線地本から送り込んだ仙台第一運転所支部の革マル分子による執行部と当局が一体となり八カ月も前から、二氏の行動を詳細にチェックし「処分事由」にしていた事實をみても、この処分がデッチ上げであることは明白なのである。

当局と動労革マルの一体と なつた攻撃である

ところが動労「本部」は、被処分者を守り不当処分撤回闘争を取り組むどころか、十一月の第一一八回定期委において、なんと「組織的指導を無視・拒否した行為」であり「支部の団結に著しい阻害を与えた」と、あらん限りの批判ならざる批判をしたうえで「両君の行為は統制処分にあたいる」が「追つて最終判断をおこなう」と決定したのである。

そして二月一日に中闘委を開き、「第一一八回定期委以降二カ月余りが経過した今日に至つても自己批判をしていない」として「組合員権停止」を決定し、さらに「組織破壊文書を作製した」として、処分撤回闘争を先頭で担つてきた亀谷仙台運転所支部長に対しても「組合員権停止」とし、あわせて二月二二日から二三日にかけて全中執による「仙台オルグ実施」を決定したのである。

「動こう運動」に反対し
動労脱退が続出

当局から首を切られた組合員を組織で守るのではない、挑発者呼ばわりし、組合員権を剥奪するという動組合とは一体何なのか。

あ

★三里塚・国鉄決戦―4月統一地方選の勝利を

かちとり、軍拡と改憲、行革と増税の

反動中曾根内閣を打倒しよう！

★全組合員の総決起で、
船橋市議選＝中江昌夫候補の必勝かちとれ！

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！

「六・一二事件」で、片岡・吉岡・篠塚三氏に懲役六カ月の求刑が出されたことに「ヤツタヤツタ」と小説のひとカケラもありはないのだ。

今日、動労「本部」は「動こう運動」方針のもと、「緊急十一項目」をはじめ自民党、国鉄当局の要求をすべて受け入れ、他労組にも屈服を強要している。そして原則的に闘おうとする労働組合、労働者を「挑発者」として当局の先兵となつてつぶしにかかっているのだ。

動労「本部」の「動こう運動」をもつてする裏切り一変質は、当然にも国労組合員の弾劾を浴びたばかりか、動労内部からもかつてない批判が噴出し、全国的に動労脱退が続出しているのが現状である。

動労組合員は、今こそ
真剣に考え方決起せよ

動労中闘委の今回の処分は、組織的危機を深める革マルが、「動労内反対派」の中心的部分と認定した仙台地本に対し、とりわけ三氏を見せしめ的に処分することで動搖する組合員をどう喝し、組織的タガはめを行おうとするものである。

これは、かつてわが千葉地本に対し「革マルに服従しなければ排除」の論理のもと、「処分」「オルグ」による組織破壊攻撃をくり返した手口とまつたく同じである。

つまり、革マルと、革マルに服従する者以外は切り離す、動労を産業報国会運動の拠点にしようとする攻撃である。

全組合員のみなさん。

総評臨時大会(二・一五一六)における、動労組織部長・福原発言に対する全代議員の野次と怒号による譲事ストップという事態について、動労全組合員は今こそ真剣にとらえ、革マル一掃にたちあがるべきである。